

史上最高額の相続税申告は

史上最高の遺産総額は松下幸之助氏

日本で史上最高の老後資産を築き、遺産総額を記録したのは、松下電器産業(現 パナソニック)の創業者、松下幸之助氏です。松下幸之助氏は平成元年 4 月に 94 歳でお亡くなりになりましたが、老後資産は 2,449 億円で高額遺産トップを更新しました。相続税額は 854 億円で、相続資産の 97%以上が松下電気グループの株式(合計 8,700 万株、時価 2,387 億円相当)だったそうです。

遺産を相続したのは、妻のむめのさん(当時 93)や娘の幸子さん(同 68)、娘婿の正治さん(同 77)ら 7 人で、妻のむめのさんは配偶者控除を受けられる限度額である、遺産総額の 2 分の 1 の 1,224 億円を相続しました。また、残り 6 人には相続税が 854 億円課税されましたが、配偶者控除を受けたむめのさんはゼロでした。

配偶者控除とは、配偶者が実際に取得した遺産額が 1 億 6,000 万円まで非課税となります。または 1 億 6,000 万円を超えていても、法定相続分内の額であれば相続税はかかりません(つまり、幸之助氏の相続資産の 2 分の 1 までが非課税です)。その理由は、夫婦は共に助け合い生活をしており、お互い財産を作るために妻も大きな役割を果たしているためです。さらに、配偶者同士は同世代である事が多いため、短い期間で相続が 2 回発生すると、もう一度同じ財産に相続税がかかる事になってしまい、それを避ける目的で作られています。

二次相続と生前贈与

しかしその 4 年後、松下家にも二次相続が発生します。平成 5 年 9 月に妻のむめのさんが亡くなります。課税資産額は約 56 億円、相続税額は約 39 億円になりました。

最初の幸之助氏から相続した資産が 1,224 億円でしたから、わずか 4 年の間に財産が 20 分の 1 になっています。この背景には平成元年に約 840 億円、平成 2 年に 245 億円を孫たち 4 人に生前贈与、さらに 25 億円を寄付しています。生前贈与の場合も、相続の場合と同じ最高税率 70%が課税(当時)されました。下記の図は相続税の税率の推移で、贈与税の最高税率もほぼ同じように推移しています。

むめのさんの場合、「孫に贈与した」ことがポイントとなります。もし、むめのさんが何も二次相続対策をせずにいたら、子供、孫へと 2 回相続されることとなります。計算すると、最初の財産から 91%が相続税に消えてしまうこととなります。

生前贈与の税率は相続税と同じでも、一世代(子供)を超えて老後資産を引き継いだわけですから、税率 70%で抑えられ、結果、相続税対策に成功したと言えるでしょう。

区分	昭和63年12月改正前	昭和63年12月改正 (昭和63年1月1日以降適用)	平成4年度改正 (平成4年1月1日以降適用)	平成6年度改正 (平成6年1月1日以降適用)	平成15年度改正 (平成15年1月1日以降適用)	平成25年度改正 (平成27年1月1日以降適用)
税率構造 (イメージ図)	5億円超 (最高税率 75%) 	5億円超 (最高税率 70%) 	10億円超 (最高税率 70%) 	20億円超 (最高税率 70%) 	3億円超 (最高税率 50%) 	6億円超 (最高税率 55%)
基礎控除等	2,000万円 + 400万円 × 法定相続人数 (3,200万円)	4,000万円 + 800万円 × 法定相続人数 (6,400万円)	4,800万円 + 950万円 × 法定相続人数 (7,650万円)	5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数 (8,000万円)	同左 (相続時精算課税 制度の創設)	3,000万円 + 600万円 × 法定相続人数 (4,800万円)
年分(度)	昭和58年	昭和62年	平成3年	平成5年	平成14年	平成25年
課税件数割合	5.3%	7.9%	6.8%	6.0%	4.5%	4.3%
負担割合	14.3%	17.4%	22.2%	16.6%	12.1%	13.2%

相続税の推移 (財務省ホームページより)